

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

山梨国民年金 事案 150

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から44年3月まで

私は、昭和40年12月ころに国民年金加入手続をA町役場で行い、納税組合に保険料を納付していた。

そのころ私の住んでいたB地区のC組は10戸で構成され、2年ごとに交代で納税組合長をやっていた。20日講で集金した国民年金保険料は役場に納付し、毎年3月になると、納税組合長がその年度の領収証を各戸に配っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻により昭和41年にB地区に転入した後は、納税組合を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の居住する地域には、納付組織が存在していたことが確認でき、構成世帯が一丸となって国民年金保険料を集金していたことがうかがえる。

また、A町役場では、未納があった場合におおむね3か月で督促状を出していたとしており、同役場の元税務担当者及び申立人と同じ納税組合に属していた者が、当該納付組織は税や国民年金保険料の納付意識が高く、未納世帯は無かったと文書回答しているその内容は信頼性が高く、申立人のみが長期にわたって未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月まで

私は、結婚前に年金についてきちんと整理したいと思い、母に依頼し、まとめて国民年金保険料を納付した。当時、過去の保険料も納付できることを知り、保険料額が正しくはいくらになるのかも知らず、計算してもらった金額を疑いもせず現金で納付した。58 歳の通知で未納となっていることを初めて知った。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月の婚姻前に過去未納であった国民年金保険料をすべて納付するため、申立人の母親に依頼して加入手続及び保険料納付を行ったと証言しており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 10 月 31 日に払い出されていることが確認できる。納付日である 48 年 1 月は、既に特例納付期間ではないが、申立人が保険料を納付した現金納入者一覧表で、昭和 47 年度中は、特例納付を認めていた例が散見されることから、申立人は、国民年金加入日までさかのぼったすべての未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったと推認できる。

また、申立人の母親は、加入手続時に申立人の未納期間すべてを納付するための納付書作成を依頼したとしており、事実、申立人が所持する 2 枚の領収証書に記載されている納付期間は、昭和 41 年 2 月から 44 年 3 月までの期間、44 年 4 月から 47 年 3 月までの期間が記載されている。さらに、申立人が納付した金額では当時未納となっていた期間をすべて納付することはできないが、領収証書に記載されている期間すべてを定額保険料として積算した場合の保険料額は、領収金額と同額となる。事実、申立人が納付した時期の

A社会保険事務所管内において特例納付保険料の計算について、特例保険料ではなく、定額保険料を積算する方法で納付書が作成されていたことを示す領収書が散見できること、当時、B県の社会保険事務所は県に1か所であったこと、本委員会で類似した申立事案が存在（C国民年金事案1及びC国民年金事案136）し、あつせんとなっていることなどを踏まえると、申立人の特例納付保険料の計算が同様の計算方法により算出されていたとしても不自然ではない。

加えて、その妻及び母も未納期間が無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行われている等、申立人のみならず世帯全員の納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 152

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間が未納とされていることが分かった。国民年金、厚生年金保険、共済年金等の異なる年金制度に加入し、加入期間が継続されるように注意し、手続をしてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会人となってから平成7年3月に国民年金の第3号被保険者となるまで、申立期間を除き、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している。

また、十数回にわたる年金制度間の切替手続を適正に行い、このうち、5回に及ぶ1か月のみの国民年金の加入手続をも行っているなど、申立人の年金制度に対する理解及び納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A市国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳には、申立期間の被保険者資格の取得及び喪失の記録があり、これら記録作成時に保険料納付の有無が確認された可能性が高いと考えられる。

加えて、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間に資力に問題があった事情もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金は、A 市から B 県へ嫁いできた時に年金に入っていなかったため、義父が「年金が少ないと年を取ってから大変だから、一度に納付してきた。」と言っていた。義弟も、義父の口から直接そのことを聞いており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、義父が一括して納付したはずであると主張しており、申立人の義弟もそのことを証言していることから、義父が申立人の国民年金保険料を納付したことは、推認できる。

しかし、義父が納付を行った時期や納付金額等は不明であり、申立人及び義弟共にはっきり記憶しておらず、義父がすでに死亡していることから確認できない。

また、申立期間をすべて納付するには、特例納付と過年度納付を行うことが必要であるが、特例納付とした場合、義弟が「父は、役場で納付した。」と証言しているところ、C 市役所職員の「旧 D 町役場では、特例納付は扱っていなかった。」との証言があることから、納付した保険料は、附則 18 条の特例納付ではなかったと推認できる。

さらに、昭和 48 年 4 月以降の国民年金保険料が納付済みとなっていること、及び義父が保険料を納付したのは、49 年 1 月の婚姻日以降であるとしていることから、義父が納付した保険料は申立期間のものではなく、48 年 4 月以降の保険料を現年度保険料あるいは過年度保険料として一括納付したと考えられ、申立期間の国民年金保険料は、納付していなかったとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 20 日から 43 年 12 月 26 日まで
社会保険事務所から自分の記録が届き、受給した覚えのない脱退手当金が支給済みになっていると知り驚いた。退職時に失業保険はもらったが、退職金や脱退手当金はもらっていない。制度すら知らなかった脱退手当金を受給したことになっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 2 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 12 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金を受給した者は記録上、申立人を含め 3 名いるが、そのうち 2 名は受給した記憶があると証言している。

さらに、申立人の記憶する給料の金額と記録上の標準報酬月額が大きく相違しており、厚生年金保険の資格取得から喪失までの間に標準報酬月額が 8 等級上昇しているにもかかわらず、昇給が全く無かったとしているなど、申立人の当時の記憶には曖昧な点^{あいまい}が有り、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由およびその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 3 日から 43 年 6 月 1 日まで
私は、A 株式会社に勤務し営業をしていた。B、C という同僚と同時期に勤務し、保険証を使って医者に行ったこともあり、私が正社員だったことは間違いない。届を出さずに自己退職したが、厚生年金保険が空白とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 株式会社に勤務したとしている主張に誤りは無く、雇用保険の記録が昭和 40 年 8 月 23 日から 42 年 9 月 5 日となっていることから、その事実は確認できる。

しかし、申立人が当時同僚であったとする B 氏（D 部勤務）には、厚生年金保険の加入記録があるものの、同じ営業の C 氏には加入記録は無く、申立人より前に入社した直属の上司の加入時期は、記録では申立人の雇用保険加入日より 2 か月後となっている。

また、元従業員の証言によれば「手取り金額を多くしたいので厚生年金保険は加入しなかった。」とする同僚の例を知っていることから、当時会社ではすべての従業員に同じ条件で厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことが推認できる。

さらに、A 株式会社が加入している健康保険組合では、当時の記録は古い^{あいま}ため申立人の健康保険への加入を確認できなかった。

加えて、申立人は、厚生年金保険の保険料控除に関する記憶が曖昧で、控除されていたはずであるとの主張以外に控除を確認できる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。